**熊野町企業版ふるさと納税　寄附手続チェックリスト**

このチェックリストは、企業版ふるさと納税による寄附手続に当たり、企業様及び熊野町において要件等の確認を行うことを目的に作成するものです。

以下の確認事項のチェック欄に必要事項をご記入いただき、寄附申出書に添付してご提出をお願いいたします。

企業名：

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック |
| ①熊野町外に本社がある。   * 税制上の優遇措置が適用されるためには、法人の本社が熊野町外の地方公共団体に所在していることが要件となります。 * 本社所在地とは、地方税法上の「主たる事務所又は事務所が所在する地方公共団体」を指します。 | □  　　　　(都･道･府･県)  　　　　　 (区･市･町) |
| ②寄附金額は１０万円以上となっている。 | □ |
| ③寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されている旨を承知している。   * 禁止される行為は、以下のとおりです。   a.補助金を交付すること。  b.他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。  c.入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。  d.合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。  e.このほか、経済的な利益を供与すること。 | □ |
| ④税申告は「青色申告」である。   * 税制上の優遇措置を受けることができる法人は、外国法人を含め「青色申告書」を提出している法人となります。 | □ |
| ⑤寄附金の納付時期（予定）   * 特に支障がない場合は、寄附申出の年度末（３月上旬まで）としていただくようお願いします。 | 令和　　年　　月頃 |
| ⑥税制上の優遇措置が受けられる見込みがある。   * 寄附金額は 全額を損金算入することができますが、決算において損金が収益を上回る場合は、税負担軽減効果が受けられない場合があります。 * 寄附を行った法人の税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。 * 決算において、税額控除の対象となる法人諸税に控除できる金額がない場合は、優遇措置が適用されませんのでご注意ください。 | □  決 算 月：　　月  税申告月：　　月 |